平成26年7月8日 飯塚市告示第247号 改正 H29-213

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市内の医療体制を確保することを目的に、公的病院の運営 事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、 飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、公的病院とは、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者(昭和26年厚生省告示第167号)本則第4号に掲げる者が開設する医療機関をいう。

(交付対象)

第3条 この補助金の交付対象となる者(以下「事業主体」という。)は、飯塚市内の 公的病院である社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会飯塚嘉穂病院とす る。

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとする。
  - (1) 救急告示病床運営事業
  - (2) 無料低額診療運営費補填事業

(補助期間)

第5条 補助期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間とする。

(H29-213一改)

(補助金の額等)

- 第6条 補助金の額は別表で定める補助基準に基づき事業ごとに算出した額の合計 とし、上限額は10,000千円とする。ただし、事業主体の経営状況が良好な場合は この限りでない。
- 2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 事業主体は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書 により市長に申請しなければならない。

#### (交付決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付 の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書により通知するものとする。 (補助金の請求)
- 第9条 事業主体は、前条の規定により補助金の交付決定通知書を受けたときは、速 やかに補助金請求書により市長に請求しなければならない。

# (実績報告)

第10条 事業主体は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書に関係書類を 添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

## (補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る様式その他必要な 事項は、別に定める。

## 附則

この告示は、平成26年7月8日から施行する。

附 則(平成29年7月21日 告示第213号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

### 別表(第6条関係)

補助事業名	補助基準
救急告示病床運営事業	前年度救急告示病床分普通交付税基準単価× 救急告示病床数
無料低額診療運営費補填事業	前年度無料低額診療事業利用者による減免診 療費